

前橋市職員等の旅費に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>○前橋市職員等の旅費に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u> 2 市が職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関しては、<u>法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</u> (用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>当該各号に定めるところによる。</u> (1) 職員 次に掲げる市長等及び一般職の職員をいう。 ア 市長等 前橋市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年前橋市条例第304号)に定める職員 イ 一般職の職員 前橋市職員定数条例(昭和35年前橋市条例第3号)に定める職員 (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。 (3) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することであつて、市長が必要と認めるものをいう。 (4) 帰任 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。 (5) 家族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員と生計を一にする者をいう。 (6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていたその他の親族をいう。 (旅費の支給)	<u>○前橋市職員等の旅費に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u> 2 市が職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関しては、<u>他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</u> (用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>当該各号に定めるところによる。</u> (1) 職員 次に掲げる市長等及び一般職の職員をいう。 ア 市長等 前橋市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年前橋市条例第304号)に定める職員 イ 一般職の職員 前橋市職員定数条例(昭和35年前橋市条例第3号)に定める職員 (2) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が、公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。 (3) 赴任 新たに採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。 (4) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。以下同じ。)との間における旅行をいう。 (5) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、主として、職員の収入によって、生計を維持している者をいう。 (6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていたその他の親族をいう。 (旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職(免職を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3か月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

3 職員が前項第1号に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他市規則で定める場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他市規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内において市規則で定める金額を旅費として支給することができる。(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下この条及び次条において「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職となった場合 当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

3 職員以外の者が、市の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に次条第2項の規定により出張命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を失った場合には、その失った旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。(出張命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により任命権者又はその委任を受けた者(以下「出張命令権者」という。)の発する出張命令又は出張依頼(以下「出張命令等」という。)によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 出張命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行
依頼

2 旅行命令権者は、電話、電信、郵便等の通信
による連絡手段によっては公務の円滑な遂行
を図ることができない場合で、かつ、予算上旅
費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等
を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変
更をする必要があると認める場合で、前項の規
定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若
しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づ
き、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はそ
の変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿
(以下この条において「旅行命令簿等」という。)
に市規則で定める事項を記載し、当該事項を当
該旅行者に提示して行わなければならない。た
だし、旅行命令簿等に当該事項の記載をするい
とまがない場合は、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記
載をしなかった場合には、できるだけ速やかに
旅行命令簿等に同項に定める事項の記載をし
なければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他
やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3
項の規定により変更を受けた旅行命令等を含
む。以下この条において同じ。)に従って旅行
することができない場合には、あらかじめ旅行
命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなけ
ればならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変
更の申請をするいとまがない場合には、旅行命
令等に従わないで旅行をした後、できるだけ速
やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申
請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変
更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が
認められなかった場合において、旅行命令等に
従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅
行命令等に従った限度の旅行に対する旅費の
みの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、
その他の交通費、旅行雑費、宿泊費、宿泊手当、
転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(2) 前条第3項の規定に該当する旅行 出張
依頼

2 出張命令権者は、既に発した出張命令等を変
更(取消を含む。以下同じ。)する必要があると
認める場合には、自ら又は次条第1項の規定に
よる旅行者の申請に基づきこれを変更するこ
とができる。

3 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はこ
れを変更するには、出張命令簿又は出張依頼簿
に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該
旅行者に提示してしなければならない。

(出張命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他
やむを得ない事情により出張命令等(前条第2
項の規定により変更された出張命令等を含む。
以下本条において同じ。)に従って旅行するこ
とができない場合には、あらかじめ出張命令権
者に出張命令等の変更の申請をしなければなら
ない。

2 旅行者が、前項の規定による出張命令等の変
更の申請をせず、又は申請をしたが、その変更
が認められなかった場合において、出張命令等
に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、
出張命令等に従った限度の旅行に対する旅費
のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、
車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着
後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅
客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客
運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのもので、前条で定める種目及び第10条から第17条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、必要な書類を市長に提出しなければならない。この場合において、必要な書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 市長は、その支出した概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、その後においてその者に対し支出する旅費又は給与の額から当該概算払に係る旅費額又

客運賃により支給する。

- 5 車賃は、陸路旅行(鉄道旅行を除く。以下同じ。)について、路程に応じ旅客運賃又は実費額により支給する。
- 6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について路程等に応じ支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅行日数)

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

(旅費の請求手続)

第9条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて提出しなければならない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、市長が定める期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の書類が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。

6 前項の規定により書類の提出が電磁的方法により行われたときは、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該書類を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する必要な書類の種類並びに第2項及び第3項に規定する期間は、市規則で定める。

(証人等の旅費)

第9条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、市長がその都度定める。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他市規則で定めるものをいう。第13条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金(市長等に限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の鉄道賃のうち、市長が必要と認めるものについては、これに代えて第14条に規定する旅行雑費を支給することができる。

(船賃)

第11条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律

3 第1項に規定する必要な添付書類は、市長が定める。

(職員以外の者に支給する旅費)

第10条 第3条第3項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、市長がそのつど定める。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃の額は、旅客運賃のほか、次に規定する急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

(1) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、急行料金

(2) 市長等が特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路で片道100キロメートル以上の旅行の場合には、第1号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のもの

(船賃)

第12条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(は

第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他市規則で定めるものをいう。第13条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金(市長等に限る。)

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(航空賃)

第12条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他市規則で定めるものをいう。次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運用する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗

しけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、市長等については上級の運賃、一般職の職員については下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 市長等が前号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃のほか、特別船室料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び特別船室料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第13条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第14条 車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
その他の旅客を運送する交通手段(前号に規
定する自動車を除く。)を利用する移動に要
する運賃

- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、
道路運送法第80条第1項の許可を受けて業と
して有償で貸し渡す自家用自動車の賃料そ
の他の移動に直接要する費用

- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項のその他の交通費のうち、市長が必要と
認めるものについては、これに代えて次条に規
定する旅行雑費を支給することができる。

(旅行雑費)

第14条 旅行雑費は、旅行に要する諸雑費に充て
るための費用であって市長が必要と認めるも
のとし、その額は、通常要する費用の額を勘案
して市規則で定める1日当たりの定額とする。

- 2 旅行雑費は、群馬県内を旅行する場合は、支
給しない。

(宿泊費)

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用と
し、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を
勘案して市規則で定める額とする。ただし、当
該宿泊に係る特別な事情がある場合として市
規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の
額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸
雑費に充てるための費用とし、その額は、通常
要する費用の額を勘案して市規則で定める1夜
当たりの定額とする。

(転居費等)

第17条 転居費、着後滞在費及び家族移転費の額
は、一般職の国家公務員の例に準じ、市長がそ
の都度定める。

(退職者等の旅費)

第18条 第3条第2項第1号の規定により支給する
旅費は、退職等の日の翌日から3か月以内にお
ける当該退職等に伴う旅行について、出張又は
赴任の例に準じて市規則で定めるものとする。

(遺族の旅費)

第19条 第3条第2項第2号の規定により支給する
旅費は、出張又は赴任の例に準じて市規則で定
めるものとする。

(外国旅行の旅費)

第20条 職員が外国旅行をした場合の旅費につ

- 2 車賃は、軌道又はバスの利用の場合に限り支
給する。

(旅行雑費)

第15条 旅行雑費の額は、別表の定額による。

- 2 旅行雑費は、群馬県内を旅行する場合は、支
給しない。

(宿泊料)

第16条 宿泊料の額は、現に支払った宿泊料の額
(当該宿泊料に夕食代又は朝食代が含まれない
場合にあつては、市長が別に定める額を加算し
た額)による。ただし、その額が別表の上限額
を超えるときは、当該上限額とする。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、
公務上の必要又は天災その他やむを得ない事
情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限
り支給する。

(食卓料等)

第17条 食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族
移転料の額は、国家公務員等の旅費に関する法
律(昭和25年法律第114号)の規定を基準として
市長がそのつど定める。

(長期研修等の旅費)

第18条 職員が長期間の研修、講習、訓練その他
これらに類する目的のために旅行する場合の
旅費は、市長が定める。ただし、その額は、こ
の条例で定める基準を超えることができない。

(外国旅行の旅費)

第19条 職員が外国旅行をした場合の旅費につ

いては、一般職の国家公務員の例に準じ、市長がその都度定める。

(旅費の調整)

第21条 旅行命令権者は、旅行者が市長以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第22条 旅行命令権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第23条 市長は、旅行者がこの条例又はこれに基づく市規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく市規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出する旅費又は給与の額から当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市規則で定める。

(市長の監督)

第24条 市長は、この条例の適正な執行を確保するため、各旅行命令権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

いては、国家公務員等の旅費に関する法律の規定を基準として市長がそのつど定める。

(旅費の調整)

第20条 出張命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を使用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 出張命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが、当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第21条 出張命令権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条の規定に該当する理由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表(第15条、第16条関係)

区分	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料の上限額 (1夜につき)
市長等	1,700円	15,700円
その他の職務にある者	1,200円	12,500円